【重要】給与計算の改正等に関するお知らせ

厚生年金料率の変更 及び 標準報酬月額表の改定

厚生年金保険料率が、【平成28年10月納付分(9月分)】から改定されます。 また、平成28年10月分(11月納付分)から、標準報酬月額表が改定となります。

弥生給与では、厚生年金保険料率等は自動で改定されませんので、変更手順をご確認のうえ、ご対応 いただきますよう、お願い申し上げます。すでに(保守ユーザー様には)弥生より案内が届いている はずですが、弥生ホームページ「よくある質問(FAQ)」にも、詳細な操作手順が記載されております。 こちらも必ずご参照ください。

厚生年金保険料 料率改定

※ 下記手順は概要です。 必ず「弥生ホームページ」の案内手順をご確認ください。

平成28年10月納付分(9月分)より、厚生年金保険の保険料率が、現行の「178.28/1000」から 「181.82/1000」に引き上げられます。

	改定前	改定後			
厚生年金保険料率	178.28/1000 従業員:89.14/1000	181.82/1000 従業員:90.91/1000			
(給与·賞与 同率)	事業主:89.14/1000	事業主:90.91/1000			

※ 改定内容の詳細は、所轄の年金事務所にお問い合わせください。

※ 厚生年金基金に加入されている事業所の方は、保険料率が異なる場合がありますので、

必ず、ご加入の厚生年金基金にご確認ください。

設定変更を行う時期

口給与:「平成28年9月分保険料を徴収する給与月度」へ更新処理後に、料率を変更します

□賞与: 平成28年9月より前の賞与計算を処理中の場合には「現在の賞与計算」の終了後、 または「平成28年9月1日以降に支払われる賞与」へ更新処理後、料率を変更します。

必ず、給与を該当月に更新し、平成28年9月より前の賞与計算を終了させてから、下記の変更作業 を実施して下さい。 特に、<u>賞与計算の終了を忘れやすいので、ご注意下さい。</u> (更新処理前での料率変更は、変更後の料率による保険料で明細書が書き換わる恐れがあります。)

▶ 厚生年金料率の設定変更手順(弥生給与)

- 1 [給与規定] メニューの [社会保険] タブをクリックします。
- 2 [保険料(掛金)負担率]欄で、[給与]及び[賞与]の[厚生年金]の新料率を手入力します。 (一般被保険者の場合は、従業員、事業主共に「90.910」)

保険料(掛金)負担率(<u>R)</u> :		□ 健康・介護保険を合算した料率で計				<u>(3)</u>				
((1000)	健康保険		介護保険		厚生年金		厚生年金基金		子ども・子育て拠出:	
(71000)	給与	賞与	給与	賞与	給与	賞与	給与	賞与	給与	賞与
従業員	49 550	49.550	7.900	7.900	90.910	90.910	0.000	0.000		
事業主	49.550	49.550	7.900	7.900	90.910	90.910	0.000		1.500	1.500
合計	99.100	99.100	15.800	15.800	181.820	181.820	0.000	0.000	1.500	1.500

3 合計が「181.820」である事を確認し、【閉じる】ボタンをクリックすれば、設定は終了です。

※ 変更・設定終了後は、給与計算画面で、保険料が正しく算出されているか、ご確認ください。

当月は、標準報酬月額 変更の時期でもあります。 合わせてご確認ください。

★式会社 合 同 合 計 〒332-0031 埼玉県川口市青木 2-2-7

TEL 048-256-3414

標準報酬月額表 の 改定	※ 下記手順は概要です。 必ず「弥生ホームページ」の案内手順をご確認ください
	この「「「「「「「「「「」」」」、「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「「」

※ プログラムのバージョンアップが必要です.

オンラインアップデートが未了の場合、製品終了時に案内ダイアログが表示されますので、その案内に 従ってダウンロード ~ インストールを実施してください。 最新の月額表を利用できるようになります。

■ HELP から「オンラインアップデート」を選択しても、バージョンアップできます。

厚生年金保険の算定の基礎となる標準報酬月額の下限に、88,000円の等級が追加されます。 これにより、現在の標準報酬月額が98,000円の方は、保険料が変わる場合があります。 ※健康保険の標準報酬月額表の改定はありません。

【標準報酬月額表の変更方法】

該当月度への更新タイミング で、「法令基準改定」ダイアログが表示されますので 「更新開始」をクリックしてください。 × 法令基進改定 現在使用中の法令基準 ■「翌月徴収」の場合の処理月度 更新したい法令基準をチェックして、[更新開始]を押してください。 ▶ 標進報酬月額保険料額表 ••• 平成28年11月度給与 適用開始日: 平成28年10月1日 更新すると、新しい標準報酬月額保険 料額表に変更されます。 更新は、10月分の社会保険料を徴収 する給与月度で行ってください。 ■「翌々月徴収」の場合の処理月度 ••• 平成28年12月度給与 さらに詳しい説明へ(E)... 更新開始 キャンセル 標準報酬月額保険料額表の更新 × 標準報酬月額保険料額表の更新により、 次の従業員は厚生年金保険の標準報酬月額が98,000円から88,000円に変更されます。 該当者がいる場合は、BOXが表示されます。 ○ 氏名 合同 太郎 内容を確認のうえ、「更新する」をクリック してください。 該当者の保険料が自動で更新されます。 [更新する]をクリックすると、厚生年金保険に標準報酬月額88,000円の等級が第1級として追加され、全31等級 となります。 ていた従業員のうち、報酬月額が93,000円未満の従業員は新 こなりより。 従来の第1級(標準報酬月額98,000円)(き しい第1級に改定され、保険料が自動的に 更新する 戻る ヘルプ

※ 変更・設定終了後は、給与計算画面で、保険料が正しく算出されているか、ご確認ください。

◆ 弥生 あんしん保守サポート(保守契約)について

給与システムでは、法改正等でプログラムのバージョンアップをしなければならない場合が多数ありますが、「弥生 あんしん保守サポート」に契約していれば、対応プログラムが無償で提供となります。 未だ契約をされていないお 客様は、この機会にぜひご検討ください。契約申込み先は弥生株式会社となります。 詳しくは、弥生株式会社から の案内をご覧いただくか、合同会計へお問い合せください。

◆ご不明な点がありましたら、弊社担当者または情報開発室までご連絡いただきますようお願い申し上げます。



(発信:合同会計 情報開発室)